

壱岐市農業委員会定例会（令和5年10月）
議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日（水）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 ・・・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程

- 第1. 議事録署名委員の指名 ・・・ 委員 ・・・ 委員 ・・・ 委員
第2. 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）について
第3. 議案第45号 令和5年度農用地利用集積計画の承認について
(追加議案)
第4. 議案第46号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
第5. 議案第47号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式
転貸契約に関する意見について

7. その他

事務局 皆さん改めましておはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、只今より令和5年10月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は・・名中・・名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それから、本日の議案について追加が2件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第43号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格法人要件を満たす法人であり農地所有適格法人以外の法人ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件が贈与、1件売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

38番 土地の所在

郷ノ浦町片原触	字黒田	・	・	・	番	・	地目	畠	面積	173m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	畠	面積	966m ²
譲渡人	・	・	・	・	・	・				
譲受人	・	・	・	・	・	・				

経営地面積は 田が8383m²、畠が34260m²、計42643です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、現耕作者である譲受人に売却する。

譲受人 買い受け、農業経営に専念する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、オリーブの栽培です。

農機具は、 Yunbo、乗用草刈機、運搬車を所有されてあります。

構成員は、世帯員と常時雇用者合わせて6名、臨時雇用者が4名で農作業に従事しております。

通作距離については、0.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格法人であります。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月19日に・・委員さんと譲受人の・・・代表取締役との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終

わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。事務局の説明通り、19日に事務局と・・・・・の社長であります・・さんの立会いのもと現地確認を行いました。当該農地にオリーブを作付る計画だということです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第43号38番は決定します。手続きまして、39番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

39番 土地の所在

勝本町布氣触	字水口	・・・番	地目	田	面積	571m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	1012m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	1373m ²
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は、田が11561m²、畑が6855m²、計18416m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理ができないため、譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況については、水稻、路地野菜の作付けです。

農機具は、軽トラック、軽バン、ハーベスター、バインダーを所有されてあります。農作業歴は本人が60年で妻子が30年ずつです。通作距離については500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料等を作付る計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月19日に豊増委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。事務局の説明の通り、10月19日に・さんと事務局と現地確認を致しました。

譲渡人の・さんは、市外でお医者さんをされておりますので、もうこちらに帰ってくることはないということでした。それで自己所有の農地を現在耕作している譲受人の・さんに無償で譲渡するということでした。・さんは、今大豆を作っていました。一回は水を通さなきやいけないので、来年は米を作ろうかなと言われておりました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】ご異議がないようですので、議案第43号39番は決定します。

続きまして、40番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

40番 土地の所在

勝本町布氣触	字水口	みずぐち	・・・番	・	地目	田	面積	1305m ²
同じく			・・・番	・	地目	田	面積	369m ²
同じく			・・・番	・	地目	田	面積	736m ²
譲渡人	・	・	・	・	・	・	・	・
譲受人	・	・	・	・	・	・	・	・

経営地面積は 田が8391m²、畑が1049m²、計9440m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理ができないため、譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻及び飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人が40年、長男10年です。

通作距離については、1.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。立会いについては、譲受人の都合が悪かったため・・委員さんが前もって状況を本人に確認されました。10月19日に・・委員さんとの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 すみません。続きまして・・です。

19日に現地確認を致しました。・・さんは、その日がちょうどコロナのワク

チン接種のためにできませんでしたので、私と・・さんとで15日の日曜日に現地確認を行いました。先ほどの・・さんのケースと同様で、譲渡人の・さんは、市外在住で管理できないため、現在耕作している・・さんに無償で譲渡するということでした。現在はお米を作つてあります、自分ができる限りは米を作つていこうという計画がありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第43号40番は決定します。

続きまして、41番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

41番 土地の所在

芦辺町湯岳興触	字飯盛	・	・	・	番	・	地目	田	面積	573m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	田	面積	795m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	田	面積	936m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	田	面積	23m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	田	面積	1529m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	田	面積	345m ²
芦辺町住吉山信触	字丸田	・	・	・	番	・	地目	田	面積	1049m ²
同じく	字大久保	・	・	・	番	・	地目	田	面積	1374m ²
同じく		・	・	・	番	・	地目	田	面積	1332m ²
譲渡人		・	・	・	・	・				
譲受人		・	・	・	・	・				

経営面積は、田17008m²、畑が3799m²、計20807m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与をする。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は本人が45年です。通作距離については2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付る計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、10月19日に現地確認を行いました。

親から子への農地贈与でありますので、何ら問題はないと思います。

皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第43号41番は決定します。続きまして、42番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

42番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触	字立石	・・・・番	地目	畠	面積	401m ²
同じく		・・・・番	地目	畠	面積	297m ²
同じく		・・・・番	地目	畠	面積	962m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	1111m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	671m ²
譲渡人		・・・・・・・				
譲受人		・・・・・・・				

経営地面積は、田1782m²、畠が1660m²、計5439m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与をする。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況については、水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベスター、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は本人が45年です。通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月19日に・・委員さんと譲受人の父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、10月19日に現地確認を致しました。

現地は、稻とブロッコリーを作付けしております。

お父さんから子供さんへの農地贈与でありますので、何ら問題はないと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第43号42番は決定します。続きまして、議案第44号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第44号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

8番 土地の所在、

芦辺町中野郷東触 字赤岸 ・・・番・の一部 地目 畑 面積939m²内
446m²

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建設したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。

10月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、申請者のお兄さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明の通り、10月19日に現地確認を致しました。

申請人の重村さんは、現在、島外に住んでありますが、60歳の還暦を機に、故郷である壱岐にUターンすることにしたそうです。娘さんと一緒に住むため、兄所有の申請地を譲り受けて、持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第44号8番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第45号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

議案第45号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について」今年度4回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は8件、借り手が8人、貸し手が8人です。田が14筆、16,427m²、畑が3筆で4,455m²、合計17筆で20,822m²となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思つ

ております。

内容につきましては、9頁に掲載を致しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案45号は意見を付して、回答いたします。続きまして、追加議案第46号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と追加議案第47号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式(農地中間管理機構→耕作者)転貸契約に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第46号と議案第47号は一括して説明させて頂きます。追加議案1頁をお願い致します。

議案第46号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

2頁から4頁をご覧ください。令和5年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について(公社借入分)の一覧表のとおりであります。

1頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田の新規が1筆で1, 236m²、10年間の田の新規が9筆で15, 268m²、更新も31筆で41, 281m²、畑の新規も5筆で4, 266m²、賃貸借権設定の合計が46筆で62, 051m²であります。また、使用貸借権設定の5年間の田の更新が2筆で7, 521m²、10年間の田の新規が1筆で76m²、更新も7筆で3, 569m²、畑の新規が1筆で1, 101m²、更新も6筆で9, 459m²、使用貸借権設定の合計が17筆で21, 726m²であります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、5頁をお願い致します。議案第47号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式転貸契約に関する意見について」 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められております。

6頁から8頁の令和5年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式転貸契約についての一覧表のとおりでありますと、再度5頁をご覧いただきますと、計画一括方式転貸契約につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第46号で説明致しました通りであります。

この計画一括方式転貸契約につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第46号の農用地利用集積計画の公告と、議案第47号の農用地利

用集積計画一括方式転貸契約の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第46号と議案第47号は原案のとおり決定し、その旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 11月の定例会の日程 → 令和5年11月27日(月) 午前9時～
- ② 全国農業新聞について
- ③ 観察研修について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。